

2021年2月1日  
関西高速鉄道株式会社  
代表取締役社長 新井 純

**大阪都市計画道路敷津東南北線および大阪都市計画道路戎本町南北線  
の都市計画事業認可について（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、大阪都市計画道路事業について、大阪府知事の認可の告示（令和3年1月28日付け大阪府告示第111号）がありましたので、次のとおり公告します。

この公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする方は、同法第67条第1項の規定により、所定の事項を書面で関西高速鉄道株式会社に届け出が必要となります。

1 施行者の名称

関西高速鉄道株式会社

2 事務所の所在地及び名称

大阪市福島区福島三丁目14番24号

福島阪神ビルディング11階 関西高速鉄道株式会社

3 事業地の所在

（大阪都市計画道路事業 7・3・50号敷津東南北線）

(1) 収用の部分

大阪市浪速区敷津東一丁目、敷津東二丁目及び敷津東三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

（大阪都市計画道路事業 7・7・51号戎本町南北線）

(1) 収用の部分

大阪市浪速区戎本町一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

<お問い合わせ先>

関西高速鉄道株式会社事業調整部

電話：06-6485-8913

FAX：06-6485-8726(共通)